(参考) 出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令(平成二年 法務省令第十六号)(抄)

出入国管理及び難民認定法(以下「法」という。)第七条第一項第二号の基準は、法第 六条第二項の申請を行った者(以下「申請人」という。)が本邦において行おうとする次 の表の上欄に掲げる活動に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

(略) (略) 法別表第一の四 の表の研修の項 の表の研修の項 五 申請人が本邦において受けようとする研修の中に実務研修 の下欄に掲げる (商品の生産若しくは販売をする業務又は対価を得て役務の活動 供を行う業務に従事することにより技能等を修得する研修(活品の生産をする業務に係るものにあっては、生産機器の操作 係る実習(商品を生産する場所とあらかじめ区分された場所には商品を生産する時間とあらかじめ区分された時間において	
の表の研修の項 の下欄に掲げる 活動 供を行う業務に従事することにより技能等を修得する研修(品の生産をする業務に係るものにあっては、生産機器の操作) 係る実習(商品を生産する場所とあらかじめ区分された場所)	
の下欄に掲げる 活動 供を行う業務に従事することにより技能等を修得する研修(品の生産をする業務に係るものにあっては、生産機器の操作 係る実習(商品を生産する場所とあらかじめ区分された場所)	
活動 供を行う業務に従事することにより技能等を修得する研修(品の生産をする業務に係るものにあっては、生産機器の操作! 係る実習(商品を生産する場所とあらかじめ区分された場所:	
品の生産をする業務に係るものにあっては、生産機器の操作 係る実習(商品を生産する場所とあらかじめ区分された場所)	_
係る実習(商品を生産する場所とあらかじめ区分された場所)	
┃	-
	_
われるものを除く。)を含む。)をいう。第八号において同	_
。)が含まれている場合は、次のいずれかに該当していること	-
イ 申請人が、我が国の国若しくは地方公共団体の機関又は	R
立行政法人が自ら実施する研修を受ける場合	_
ロ 申請人が独立行政法人国際観光振興機構の事業として行れ)
れる研修を受ける場合	<u>,</u>
パー中間人が強立行政法人国際協力機構の事業として行われる 研修を受ける場合	ט
	-
油開発技術センターの事業として行われる研修を受ける場合	
ホー申請人が国際機関の事業として行われる研修を受ける場合	-
へ イから二に掲げるもののほか、申請人が我が国の国、地	-
公共団体又は我が国の法律により直接に設立された法人若し	_
くは我が国の特別の法律により特別の設立行為をもって設立	
された法人若しくは独立行政法人の資金により主として運営	<u> </u>
される事業として行われる研修を受ける場合で受入れ機関が	1
次のいずれにも該当するとき。	
(1) 研修生用の宿泊施設を確保していること (申請人が受	
けようとする研修の実施についてあっせんを行う機関(J	汄
下この号及び次号において「あっせん機関」という。):	5 ং
宿泊施設を確保していることを含む。)。	
(2) 研修生用の研修施設を確保していること。	
(3) 申請人の生活の指導を担当する職員を置いていること。	
(4) 申請人が研修中に死亡し、負傷し、又は疾病に罹患し	

(m/z)	加入その他の保障措置を講じていること(あっせん機関が当該保障措置を講じていることを含む。)。 (5) 研修施設について労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)の規定する安全衛生上必要な措置に準じた措置を講じていること。 ト 申請人が外国の国若しくは地方公共団体又はこれらに準ずる機関の常勤の職員である場合で受入れ機関がへの(1)から(5)までのいずれにも該当するとき。 チ 申請人が外国の国又は地方公共団体の指名に基づき、我が国の国の援助及び指導を受けて行う研修を受ける場合で次のいずれにも該当するとき。 (1) 申請人が外国の住所を有する地域において技能等を広く普及する業務に従事していること。 (2) 受入れ機関がへの(1)から(5)までのいずれにも該当すること。 六~八(略)
(略)	(略)